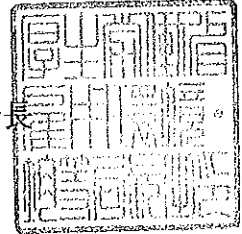


雇均発1019第2号

平成29年10月19日

一般社団法人 全国建設業協会 会長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長



女性活躍推進法に基づく取組の促進について(要請)

日頃より厚生労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、我が国は急速な人口減少局面を迎えており、将来の労働力不足が懸念されている中で、国民のニーズの多様化やグローバル化に対応するためには、企業等における人材の多様性（ダイバーシティ）を確保することが不可欠であり、特に女性の活躍の推進が最重要課題となっております。

平成28年度より全面施行されている女性活躍推進法においては、常時雇用する労働者数が300人以下の事業主（以下「中小企業」という。）について、自社の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について定めた一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）の策定及び厚生労働大臣への届出並びに自社の女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が努力義務とされました。

しかしながら、本年9月30日現在の中小企業における行動計画の策定及び届出件数は3,425件であり、昨年度末の2,788件から伸び悩んでいる状況です。

これを受け、女性活躍推進の取組を一過性のものに終わらせることなく、着実に前進させるため、厚生労働省においては、国内企業の9割以上を占める中小企業の行動計画の策定等に向けた周知に取り組むこととしたところです。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、中小企業における女性活躍推進法に基づく行動計画の策定、届出等がより一層進むよう、傘下の会員、企業等に対する周知啓発に向けた御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

なお、行動計画の策定、届出等に当たっては、以下の支援を行っていますので、御活用いただけるよう併せて周知をお願い申し上げます。

○ 女性の活躍推進企業データベース【資料1 裏面】

- ・厚生労働省が運営するデータベースで、女性の活躍に関する情報を公表する場として御利用いただけます。
- ・業界内・地域内での自社の位置付けを知ることができ、自社の取組を学生や消費者、投資家などにアピールできるというメリットもあります。
- ・現在の登録数は、約8,100社です。

○ 中小企業のための女性活躍推進事業(厚生労働省委託事業)【資料2】

- ・全国の女性活躍推進アドバイザー(女性活躍推進分野における企業支援の専門家)が、行動計画の策定等について全面的にサポートします。
- ・ご要望に応じて、電話又は訪問により支援します。
- ・御利用は無料です。

○ 両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)【資料3】

- ・自社の女性活躍に関する行動計画を策定し、行動計画に沿った取組を実施した場合に支給されます。
- ・中小企業においては「取組目標」を達成した場合、「数値目標」を達成した場合に、各々28.5万円が支給されます。
- ・中小企業のみを対象に、女性管理職比率が上昇した場合の加算もあります。

# 女性活躍推進法への対応は、お済みですか？

**無料でサポート**

女性活躍推進法が平成28年4月1日より施行され、従業員数300人以下の中小企業は一般事業主行動計画の策定・届出などが努力義務となっています。厚生労働省では、『中小企業のための女性活躍推進事業』を実施しています。社員の活躍を後押しし、人材確保や業績向上につなげましょう。

男女共に人材が定着するようになった！

優秀な人材が採れるようになった！

業績向上のきっかけになった！



一般事業主行動計画策定・届出や「えるぼし」認定を取得するとこんな**メリット**も

## 公共調達における加点評価

国の各府省において行う公共調達において、加点評価されます。さらに「えるぼし」認定企業はより高く加点されます。

▶具体的な配点は各府省において設定

## 日本政策金融公庫の低利融資

日本政策金融公庫の「地域活性化・雇用促進資金(企業活力強化貸付)」を利用する際、基準利率より低利で融資を受けることができます。

▶詳しくは日本政策金融公庫へ

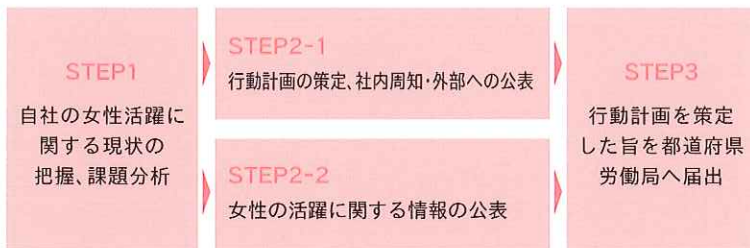
## 両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)

自社の女性活躍に関する「数値目標」と、その達成にむけた取組み目標を盛り込んだ「行動計画」を策定し、目標を達成した事業主に支給されます。

▶詳しくは都道府県労働局へ

### ●一般事業主行動計画とは●

女性活躍推進法に基づき、自社の女性活躍に関する現状を把握、課題を分析し、その課題に基づいた目標を設定、達成するための一般事業主行動計画を策定します。



行動計画の策定とあわせて、自社の女性の活躍に関する情報を公表しましょう。

### ●「えるぼし」とは●

一般事業主行動計画を策定・届出した事業主のうち、女性活躍推進に関する状況等が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により厚生労働大臣の認定を受けることができ、認定マーク「えるぼし」を商品や広告、名刺、求人票などに使うことができます。



## 全国の『女性活躍推進アドバイザー※』がきめ細やかに支援します。

全国の『女性活躍推進アドバイザー※』が女性活躍推進法に基づく課題分析、行動計画策定、認定取得等についてきめ細やかに支援します。※女性活躍推進分野における企業支援の専門家

### 全国で説明会を開催【無料】

女性活躍推進法の概要や、自社の女性活躍に関する課題分析や行動計画策定のポイントなど、分かりやすく説明します。

**実施期間** 平成29年8月～平成29年12月

**対象** 従業員数300人以下の企業

### 電話相談・個別訪問支援【無料】

ご要望に応じて全国の女性活躍推進アドバイザーが電話または訪問により支援します。

**実施期間** 平成29年7月～平成30年3月中旬

**対象** 従業員数300人以下の企業

お問い合わせ

女性活躍推進センター東京本部  
一般財団法人女性労働協会



<http://www.josei-suishin.com> 女性活躍推進サポートサイト

〒108-0073 東京都港区三田3-5-21 三田北島ビル4F

TEL 03-3456-4412 FAX 03-6809-4472

E-mail [suishin@jaaww.or.jp](mailto:suishin@jaaww.or.jp)